

健康診断

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について健康診断を行わなければなりません。

※ 健康診断の項目表

[次頁参照](#)

健康診断の費用

- ① 健康診断の費用は法的な決まりはない。ただし、事業主が労働者に健康診断を受けさせる義務があるため、通達では「会社が負担すべき」となっています。
- ② 健康診断の実施に要した時間についての賃金の支払い義務はありません。支払うことが望ましいこととされています。

健康診断項目	省略基準(医師の判断)
① 既往症及び業務歴の調査	
② 喫煙歴及び服薬歴	
③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力 自覚症状及び他覚症状の有無 の検査 血圧	③ 身長・・・20歳以上の者については医師の判断に基づき省略可 腹囲・・・40歳未満の者(35歳を除く)については省略可
④ 胸部エックス線検査	
⑤ 喀痰検査	⑤ 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断ないと診断された者について医師の判断により省略可
⑥ 血色素量及び赤血球数	⑥ 40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき省略可
⑦ 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ GPT)	⑦ 40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき省略可
⑧ 血中脂質検査 (1) 血清総コレステロール (2) 血清トリグリセライド (3) HDLコレステロール (4) LDLコレステロール	⑧ (2)～(4)40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき省略可
⑨ 血糖検査	⑨ 40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき省略可
⑩ 尿中の糖及び蛋白の有無	
⑪ 心電図	⑪ 40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき省略可

安全のスローガン！！

職場安全と快適な職場環境を構築するのは、事業主の務めです。安全を確保するために目でみる安全のスローガンは危険防止の大事な一つです。

スローガンには次のような例があります。

- ・ **安全＋第一**
- ・ **進んで参加なくそう災害**
- ・ **[安全第一]めざそう職場の危険ゼロ**
- ・ **災害0から危険0へ**
- ・ **明るい職場で快適作業**
- ・ **[安全第一]私は事故を起こしません**
- ・ **さらに高めよう職場の安全**
- ・ **自主点検で確認しよう！職場の安全を！**

外国人研修者、技術実習生がいる場合は、別に外国語で表示することが望ましいと思われます。